

始良市農業委員会総会議事録(6月)

1. 開催日時 平成27年6月17日(水) 午後1時30分から午後4時6分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(27人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柗元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

3. 議事日程
 1. 議事録署名委員の指名(4番 松尾委員、6番 恒見委員)
 2. 会議書記の指名
 3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
 4. 議案第 2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
 5. 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
 7. 議案第 5号 農地転用事業計画変更申請について
 8. 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
 9. 議案第 7号 農地の利用目的変更願について
 10. 議案第 8号 農地あっせん申出(売渡 希望)について
 11. 農地あっせんの経過報告
 12. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

	(大会議室に全員着席)
事務局	姿勢を正してください。
	一同礼。
	[1、総会の通告]
議長	只今から、平成 27年度第3回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27 名中 27名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議長	それでは、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告
議長	議事日程に入ります。 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
委員	「異議なし」
議長	それでは、4番委員、6番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の議事参与の 制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶 者に関する事項については、その議事に参与することができない。となってお りますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願 いします。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把 握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出 ていただき退席等よろしくお願いたします。
	————— 議案第 1 号 —————
議長	それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

	<p>事務局</p> <p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は7月31日を予定しております。</p> <p>また、契約の始期は、7月1日を予定しております。契約年数は、1年が1件、2年が2件、3年が25件、4年が11件、5年が11件、6年が2件、10年が9件、11年が1件、合計の62件です。面積につきましては、田の86,620㎡、畑の7,068㎡合計の93,688㎡です。総会資料7ページ30番、借人〇〇加治木町日木山字楠原〇〇番地は、降灰対策事業のため一度合意解約した後、再契約するものであります。契約内容については、総会資料2ページから13ページにありますので、ご覧になってください。</p> <p>以上、第1号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>それでは、1番から62番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から39番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号1番から39番までについては原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p> <p>つぎに、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、14ページとなります。今月は2件です。</p> <p>1番、譲受人加治木町木田在住〇〇さん、譲渡人霧島市溝辺町在住〇〇さんの売買による所有権移転です。土地の所在は、加治木町小山田字平田〇〇番田の1,287㎡と同字平田〇〇番、田の279㎡2筆合計1,566㎡で対価につきましては、総額〇〇円で10a当たり〇〇円で決定致しました。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して 22番委員にあっせん経過報告をお願い致します。</p>
委 員	<p>22番です。農地あっせん報告をいたします。加治木町小山田字平田〇〇番地他1筆1,566㎡について、5月22日の午前9時30分より、加治木総合支所北庁舎1階会議室において、譲受希望者〇〇さん、譲渡希望者〇〇さんのあっせんで、担当委員は、23番委員、5番委員、私22番、事務局職員立会いのもと行いました。総額〇〇円、10a当たり〇〇円で無事成立いたしました。代金支払い後に嘱託登記により所有権移転登記を行う予定です。</p>
議 長	<p>つぎに、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは2番についてご説明いたします。譲受人霧島市溝辺町在住〇〇さん、譲渡人加治木町日木山在住〇〇さんの売買による所有権移転です。土地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番、畑の1,519㎡です。対価につきましては、総額〇〇円で10a当たり〇〇円で決定いたしました。以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して 21番委員にあっせん経過報告をお願い致します。</p>
委 員	<p>21番です。農地あっせん報告をいたします。加治木町日木山字楠原〇〇番地畑の1,519㎡について、6月2日の午後1時30分から、加治木総合支所北庁舎1階会議室において、譲受希望者〇〇さん、譲渡希望者〇〇さんの代理人〇〇さんのあっせんで担当委員は、12番委員、4番委員、私21番、事務局職員立会いのもと行いました。結果につきましては、総額〇〇円、10a当たり〇〇円で無事成立いたしました。なおこの土地には東側南側に187㎡の畦畔がありますので、譲受人の〇〇さんよりこの部分を考慮してほしいと強い要望がありました。1,519㎡から187㎡を差し引いた1,332㎡で〇〇円となります。総額を割りますと10アール当たり〇〇円となります。代金支払い後に嘱託登記により所有権移転登記を行う予定です。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号1番と2番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はありませんか。</p>
委 員	<p>21番です。事務局にお願いですが、議案書の記録に10a当たり〇〇円とありますが、これからのあっせんに影響がありますので、畦畔があることを明記しておいて頂きたい。今後の、あっせんの妨げにならないようお願いいたします。</p>
議 長	<p>結果報告については、議案書の備考の欄に畦畔のことを明記したいと思います。</p>

議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についての1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についての1番と2番については原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>まず、1番と2番については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は15ページとなります。今月申請は、7件です。</p> <p>各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1～7ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。なお総会資料16ページ5番の案件につきましては、〇〇委員が関係する議案であります。農業委員会法第24条の規定の「議事参与の制限」により該当する事案の委員は審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p> <p>それでは、1番と2番は関連がありますので、一括でご説明いたします。1番、譲受人が蒲生町白男在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町白男在住の〇〇さんの交換による所有権移転です。申請地の所在は蒲生町白男字大王原〇〇番、田の2,007㎡と、同字大王原〇〇番〇、田の297㎡で2筆合計面積2,304㎡です。下限面積につきましては、経営面積1,178㎡と取得面積2,304㎡を合わせて3,482㎡になります。</p> <p>2番、譲受人が蒲生町白男在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町白男在住の〇〇さんの交換による所有権移転です。申請地の所在は蒲生町白男字大王原〇〇番〇、田の653㎡と、同字大王原〇〇番〇、田の937㎡で2筆合計面積1,590㎡です。1番と2番の申請地交換の所有権は、それぞれの息子さんへ直される予定です。面積による差額は100㎡当たり〇〇万円につきましては、再度話し合われるそうです。以上で1番と2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明の1番と2番に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>9番です、調査報告します。平成 27 年6月10日に、事務局職員の〇〇、〇〇さんと一緒に現地調査いたしました。譲受人の〇〇さんと申請地で会い、調査いたしました。譲受人の〇〇さんは、耕運機と管理機、草払い機だけ所有されております。話を聞いてみますと農作業は、白男の田園お助け会や今回法人化されました白男の郷に委託されるようで問題ありません。2番の〇〇さんは、稲作もされ機械等もすべて揃っております。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われまますので許可相当と認めます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>つぎに、3 番と4番についても関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3 番、4番についても譲受人が同じでありますので説明致します。まず3番について、譲受人が始良市鍋倉在住の〇〇さん。譲渡人が鹿児島市紫原在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字宮ノ後〇〇番〇、田の 521 m²です。</p> <p>4番について、譲受人が始良市鍋倉在住の〇〇さん。譲渡人が鹿児島市武岡在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字宮ノ後〇〇番〇、田の 999 m²です。</p> <p>以上で3、4番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の3番と4番に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1番です。調査報告します。平成 27 年 6 月 3 日に譲受人の自宅を訪問して聞き取りと申請地を調査しました。〇〇さんは水田もきれいに整備されております。農機具はすべて揃っております。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われまますので許可相当と認めます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>つぎに議案第3号5番については、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>1番委員の退席をお願いします。</p> <p>それでは、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番についてご説明致します。譲受人が始良市豊留在住の〇〇会理事の〇〇さん。譲渡人が始良市豊留在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字園田〇〇番〇、田の 939 m²と同字園田〇〇番、田の 280 m² 2 筆合計面積 1,219 m²です。</p> <p>社会福祉法人の所有権移転については、農地法施行規則第16条においては、教育、医療または社会福祉事業を行う事を目的として設立された学校法</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、教育実習農場、リハビリテーション農場等その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地権利移動の不許可の例外となっております。</p> <p>条件についても農地法第3条第2項1号(全部効率利用要件)・同項第2号(農業生産法人の要件)・同項第4号(農作業常時従事要件)・同項第5号(下限面積要件)は例外として適用されません。しかし、同項第7号(地域との調和要件)は適用いたします。以上で5番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の5番に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番です。調査報告いたします。平成27年6月3日に事務局の〇〇さんと、譲受人の施設を訪問して申請地を調査しました。私も地元であり〇〇さんはよく知っております。非常に熱心に施設の運営も良くされており、麦や大豆を栽培されております。事務局より説明がありましたとおり、法人を許可しない理由はありません。当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われまので許可相当と認めます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、議案第3号5番について質疑に入ります。ただ今の、事務局及び現地調査委員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p> <p>[質問、意見なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第3号5番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての5番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。1番委員の着席をお願いします。</p> <p>次に6番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明致します。譲受人が加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字鈴玉〇〇番〇、田の2,702㎡です。</p> <p>以上で6番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の6番に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説</p>

		明をお願いします。
	委員	11番です。調査報告します。平成27年6月3日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。〇〇さんは主に水稻を約3町作られています。申請地も今まで譲受人が水稻を耕作されています。農機具はすべて揃っています。当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われるので許可相当と認めます。 以上で報告を終わります。
	議長	次に7番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	7番についてご説明致します。譲受人が蒲生町久末在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町久末在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字頭無〇〇番、田の1,282㎡です。 以上で7番の説明を終わります。
	議長	ただいまの説明の7番に関連して、19番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	19番です。調査報告します。平成27年6月9日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。〇〇さんは、久末の〇〇さんの娘であります。父親の〇〇さんは水稻を約3町ほどつくられています。申請地は現在サトイモ・サツマイモを栽培されており、なんら問題ないと思われます。当申請は農地法3条第2項各号に該当しないと思われるので許可相当と認めます。 以上で報告を終わります。
	議長	これより、議案第3号1番から4番までと6番、7番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等はありませんか。
	委員	10番です。3番と4番につきましては、一昨年農地あっせんで成立した場所ですが、どうした理由でこうなったのか。
	議長	事務局答弁をお願いします。
	事務局	一昨年農地あっせんで成立した場所ですが、経営基盤法では5反以上ないと嘱託登記ができません。5反以下の場合、農地あっせんで成立しても自分で登記しなければなりません。先月〇〇さんは農用地利用集積計画の貸借で耕作面積が2,781㎡になり今回の3条申請に至ったところです。
	議長	10番委員。

議 長	農地あっせん成立後、許可証の発行はしていないのか。
	事務局答弁をお願いします。
事務所	一昨年の農地あっせんて成立しましたが、許可証は出しておりません。所有面積が5反未満のため嘱託登記はできません。登記は個人でしなければなりません。
議 長	10番委員。
委 員	当時の農地あっせん時に、そのような説明がありましたか。決まっているのですか。
議 長	事務局。
事務局	合併調整時の申し合わせ事項で、5反以上は嘱託登記でき、5反未満は自分で登記しなければならないと取扱が決められております。
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までと6番、7番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までと6番、7番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	<hr/> 議案第4号 <hr/>
議 長	次に、日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。
	まず、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明致します。
	申請人が始良市船津在住の〇〇さんです。土地の所在が船津字下宮田〇〇番地〇、田の1,086㎡です。農地区分が農用地区域外で、都市計画の用途が地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって2種農地と判断されます。転用目的が、太陽光発電

<p>議 長</p>	<p>所です。申請理由が申請地に太陽光発電施設を設置するため。資金は融資で対応。土地改良区はありません。被害防除計画も添付されております。太陽光発電所ですので、景観上の資料等添付されております。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の 1 番に関連して、11 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>11番です。6月12日に現地調査いたしました。農地区分は第2種農地であるがその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、船津公園から西に約200mの位置です。造成工法は盛土 0.3mします。被害防除については、現況は東が田、西が畑と宅地、南が水路・北が市道です。申請実現の確実性は、九電関係書類及び融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2 番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは 2 番について説明致します。申請人が蒲生町白男在住の〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町白男字下ノ平〇〇番〇、畑の 100 m²と字内野々〇〇番地〇、畑の 212 m²です。農地区分が農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。よって 2 種農地と判断されます。転用目的が山林です。申請理由が、周囲が山林の山間農地の為山林としたい。自己資金ですすでに植林済みです。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。顛末書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の 2 に関連して、9番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番です。6月10日に現地調査いたしました。農地区分は第2種農地であるがその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、くすの湯から北に約 100mの位置です。被害防除については、〇〇-〇番地の現況は東が山林、西が山林、南が山林、北は道路です。〇〇-〇番地の現況は東が山林、西が山林、南が里道、北が山林です。申請実現の確実性は、すでに転用済みの為確実である。条件及び特記事項は特になし。顛末書も添付されております。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、3 番について、事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>それでは3番について説明致します。申請人が薩摩郡さつま町在住の株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字中長迫〇〇番〇、田の336㎡です。農地区分が農業振興地域外です。都市計画の用途が準住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって3種農地と判断されます。転用目的が駐車場です。申請理由が自己法人の駐車場として使用したい。現状のまま使用のため資金不要です。土地改良区の意見書はすでに除外済みの為不要です。以上です。</p> <p>ただいまの説明の3番に関連して、12番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>12番です。6月12日に現地調査いたしました。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から南に約300mの位置です。造成工法は現状のまま使用する。被害防除については、現況は東が国道バイパス、西が宅地、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p> <p>次に、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>それでは4番について説明致します。申請人が霧島市溝辺町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が東餅田字谷村〇〇番〇、畑の227㎡です。農地区分が農業振興地域外です。都市計画の用途が第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって3種農地と判断されます。転用目的が駐車場です。申請理由が一住宅用地として、農地法第5条の許可を得ていたが10年間実行出来なかったため土地の有効利用を図るべく駐車場として利用したい。自己資金で対応です。土地改良区の意見書はすでに区域外の為不要です。被害防除計画書添付あり。以上です。</p> <p>ただいまの説明の4番に関連して、13番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>13番です。6月12日に現地調査いたしました。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から東に約250mの位置です。造成工法は、現状のまま使用する。被害防除については、現況は東が畑、西が宅地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>

議 長	次に、5番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは5番について説明致します。申請人が始良市松原1丁目在住の〇〇さんと〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町下久徳字下川原〇〇番〇、畑の661㎡です。農地区分が農用区域外です。都市計画の用途が地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。よって2種農地と判断されます。転用目的が太陽光発電所です。申請理由が当地に太陽光発電所設置の計画に至る。資金計画は、自己資金、融資で対応です。土地改良区の意見書はすでに区域外の為不要です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の5番に関連して、9番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9番です。6月12日に現地調査いたしました。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当する為問題はありません。申請地の位置は、蒲生高校から南東に約50mの位置です。造成工法は現状のまま使用する。塀ブロック0.4mします。被害防除については、現況は東が雑種地、西が水路、南は宅地、北は水路です。申請実現の確実性は、資金証明、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号1番から5番までについて、一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ございませんか</p>
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	[全員挙手]
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p>
<p>————— 議案第5号 —————</p>	
議 長	次に、日程第7 議案第5号 農地転用事業計画変更申請についてを議題

	<p>に供します。</p> <p>まず1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案書の19ページになります。議案第5号 農地の転用事業計画変更申請明細1番について説明致します。変更前の申請人鹿児島市真砂町在住の〇〇コーポレーション代表取締役〇〇さん。土地の所在が、西餅田字堂前〇〇番〇田の348㎡、同字〇〇番〇田の423㎡、同字〇〇番田の750㎡、同字〇〇番〇田の1,477㎡、4筆合計田の2,998㎡です。転用目的が建売住宅で平成24年11月26日で転用許可を受けていたが、建売住宅の受け入れ態勢に不慣れなことから事業変更に至る。変更後の申請人は、霧島市国分在住の〇〇さんで、現在借家住まいであるが自己の永住用家屋の建築計画に至る。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、8番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>8番です。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から北西に約150mの位置です。被害防除については、現況は東が田(転用予定地)、西が宅地、南が道路、北が宅地と水路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第5号1番について質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質疑等ございませんか。</p>
委員	<p>[質問・意見なし]</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第5号 農地転用事業計画変更申請についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[全員挙手]</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号農地転用事業計画変更申請についての1番は、原案のとおり承認いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p>

事務局	<p>先ず1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明致します。譲受人が鹿児島市高麗町在住の株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在が、平松字下山口〇〇番、田の548㎡と平松在住の〇〇さん、土地の所在が同字下山口〇〇番、田の849㎡と大阪府東大阪市在住の〇〇さん、土地の所在が同字下山口〇〇番田の700㎡、同字下山口〇〇番〇田の540㎡、同字下山口〇〇番〇田の160㎡、5筆合計面積2,797㎡の所有権移転です。農地区分は農用地区域外です、都市計画区域は地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満ですので、農地の区分は2種農地と判断されます。転用目的は、建売住宅9棟546.84㎡でございます。申請理由が、申請地は閑静な住宅地の東側端しで、生活するには最適と思われるので申請地に建売住宅9棟を建設いたします。資金計画は融資で対応ということでございます。土地改良区域外のため不要。被害防除計画も提出されております。以上で調査報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13番です。農地区分は第2種農地であるがその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としましては、イケダパン重富工場から南に約150mの位置でございます。造成工法として盛土0.8～1.5mします。被害防除現況は、東が河川、西が田と宅地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。条件および特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番について説明致します。譲受人が始良市西宮島町在住の有限会社〇〇の取締役〇〇さんでございます。譲渡人が鹿児島市永吉在住の〇〇さん、土地の所在が、始良市東餅田字塩入〇〇番〇、田の479㎡です。権利内容が所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の準工業地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。農地の区分は3種農地と判断されます。転用目的が宅地分譲でございます。申請理由が、当社は不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲する目的であります。資金計画については、自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要であります。被害防除計画書が添付されております。以上で調査報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明を</p>

	<p>お願いします。</p>
委員	<p>12番です。農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置としまして、帖佐駅から東に約550mの位置でございます。土地は現状のまま利用です。被害防除としまして現況は、東が市道、西が畑、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議長	<p>次に3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明致します。譲受人が鹿児島市宇宿在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市加治木町反土在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町反土字萩原屋敷〇〇番〇、田の830㎡の内(363㎡)です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の用途の設定は第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満であるので農地区分は第3種農地と判断します。転用目的が一般住宅1棟126.27㎡です。申請理由は、現在、借家住まいであり、自宅を建築するものであります。資金計画は融資で対応です。土地改良区の意見書はあります。被害防除計画が添付されております。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>10番です。農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置としまして、加治木中学校から南西に約150mの位置です。造成工法は盛土0.6m塀ブロック0.6mです。被害防除現況は、東が道路、西が道路、南が田、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。条件特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番について説明致します。譲受人が始良市平松在住〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、始良市西餅田字室前〇〇番〇、田の36㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域は地域区域設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha未満でございます。農地区分は第2種農地と判断します。転用目的が貸駐車場です。申請理由は当地に月極めの貸駐車場の計画に至り申請するものです。資金計画は自己資金で</p>

<p>議 長</p>	<p>対応です。土地改良区の意見書はあります。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>8番です。農地区分は第2種農地であるがその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、県立始良高等技術専門学校から北西に約150mの位置でございます。造成工法は盛土1.2m、土留めはL型擁壁1.2mです。被害防除現況は、東が田、西が道路、南が宅地、北は田(転用予定地)です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5番について説明致します。譲受人が霧島市国分在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字室前〇〇番〇、田の38㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域は地域区域設定なしです。土地改良事業なし。農地の広がり10ha未満でございます。農地区分は第2種農地と判断されます。転用内容は宅地拡張です。申請理由は、隣接する西餅田〇〇番地〇の土地に家屋建築計画のところ、土地が狭いため当地と一体利用する計画に至る。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区意見書あり。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>8番です。農地区分は第2種農地であるがその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、県立始良高等技術専門学校から北に約150mの位置でございます。造成工法は盛土1.2m、土留工法はL型擁壁1.2mです。被害防除現況は、東が田、西が宅地、南が田(転用予定地)、北は水路と宅地です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明致します。譲受人が始良市加治木町在住の〇〇有限</p>

	<p>会社代表取締役〇〇でございます。譲渡人が鹿児島市上荒田町在住の〇〇さん他2名でございます。土地の所在が、加治木町木田字古川〇〇番〇、田の 358 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がりか 10ha 未満でございます。したがって農地区分は第3種農地と判断されます。転用内容が宅地分譲です。申請理由として、当地を宅地分譲計画(1区画)に至る。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区等の意見書もあります。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して 10 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10 番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、加治木小学校から北に約 100m の位置でございます。造成は盛土 0.7mです。土留はL型擁壁 0.7mです。被害防除の現況は、東が宅地、西が道路、南が田、北は道路です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。条件および特記事項は南側の水田に用水パイプの設置です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議 長	<p>ここでしばらく休憩いたします。</p>
<p>————— 休憩 —————</p>	
議 長	<p>それでは審議に入ります。</p>
	<p>次に、7 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7 番について説明致します。借人が千葉市美浜区在住の〇〇株式会社代表取締役〇〇でございます。貸人が始良市西餅田在住の〇〇さん他2名でございます。土地の所在が、西餅田字森ノ下〇〇番地〇、田の 1,388 m²、同字森ノ下〇〇番〇、田の 1,222 m²2筆合計面積田の 2,610 m²です。権利内容は賃借権です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の商業地域。土地改良事業の施工はありません。農地の広がりか 10ha 未満で農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的が駐車場です。申請理由が申請地を借受け駐車場としたい。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区等の意見書もあります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>11番です。農地区分は3種農地であるため問題なし。申請地の位置としまして、Aコープ始良店の東側の位置でございます。造成工法は盛土 0.5～0.9 m、土留め工法は塀ブロック 0.6mです。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が宅地、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番について説明致します。借人が千葉県美浜区在住の〇〇株式会社〇〇代表取締役の〇〇でございます。貸人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字百田〇〇番〇、田 2,792 m²です。権利内容は賃借権です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域は第一種住居地域です。土地改良事業の施工はありません。農地の広がりが10ha未滿で農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的が駐車場です。申請理由が、当地を借り受け駐車場の建設を行う。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書もあります。被害防除計画書もあります。職員用の駐車場です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、11番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>11番です。農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置としまして、県立始良高等技術専門学校から東に約100mの位置でございます。造成工法は盛土 0.2～0.8mで土留は塀ブロック 1.0mです。被害防除の現況は、東が市道、西が道路、南が田と道路、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり確実である。条件および特記事項なし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番についてご説明致します。譲受人が始良市西始良在住〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字塩入〇〇番〇、田の 259 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がりが10ha未滿で農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的が一般住宅1棟97.7 m²です。申請理由が現在、借家住まいで、申請地を買い受け専用住宅建築する。資金計画は融資で対応。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>

議長	<p>ただ今の説明に関連し、12番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>12番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、青木水流交差点から南東に約450mの位置でございます。造成工法は現状のままです。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が宅地、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。特記事項及び条件はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番についてご説明致します。譲受人が始良市松原町在住〇〇でございます。譲渡人が始良市東餅田在住の〇〇さんと〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町1丁目〇〇番〇、畑の224㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha未満で農地区分は第3種農地と判断する。転用目的が宅地拡張です。申請理由が申請地を取得して庭に利用する。資金計画は自己資金で対応。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、12番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>12番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、松原なぎさ小学校南側の位置でございます。造成工法は現状のままです。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南が自宅、北が宅地です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。特記事項及び条件はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議長	<p>つぎに、11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番についてご説明致します。譲受人が鹿児島市皇徳寺台在住〇〇さんでございます。譲渡人が始良市加治木町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町小山田字石ノ丸〇〇番〇田の779㎡、同字〇〇番〇田の451㎡、同字〇〇番田の180㎡、同字〇〇番田の185㎡、4筆合計田の1,595㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農用地区域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha</p>

<p>議 長</p>	<p>未満で農地区分は第2種農地と判断する。転用目的が山林です。申請理由が申請地は地滑り地で耕作が困難なためクヌギを植林して山林としたい。資金計画は自己資金で対応。土地改良区の意見書は区域外で不要です。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>ただ今の説明に関連し、22番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>22番です。農地区分は第2種農地ではあるがその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、龍門小学校から北に約 800m の位置でございます。造成工法は現状のままです。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。特記事項及び条件はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明致します。譲受人が始良市東餅田在住〇〇でございます。譲渡人が始良市蒲生町下久徳在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、始良市蒲生町下久徳字三池原〇〇番〇、田の 145 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農用地区域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha 未満で農地区分は第2種農地と判断する。転用目的が農機具置場です。申請理由が農機具置場として利用するため。資金計画は自己資金で対応。土地改良区の意見書もあります。被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の説明に関連し、9番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番です。農地区分は第2種農地ではあるがその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、蒲生高校から北西に約 150m の位置でございます。造成工法は盛土0.5mで、土留として塀ブロック0.5mします。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が道路、北が雑種地です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。特記事項及び条件はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第6号 1 番から12番までについて、一括して質疑に入ります。ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p>

委員	「意見・質問なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から12番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員	[全員挙手]
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から12番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問いたします。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第9 議案第7号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>まず1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の24ページになります。議案第7号 農地の利用目的変更願、1番について説明致します。届出人奈良県橿原市白橿町在住の〇〇さんで土地の所在が、始良市西餅田字堀込〇〇番〇田の316㎡と同字堀込〇〇番〇田の324㎡、2筆合計で640㎡です。農業振興地域外、都市計画区域の第二種住居地域、土地改良事業なし、ひろがり10ha未満で農地区分は第3種農地と判断されます。変更後の使用目的が無花果と野菜を植える。申請理由が申請地は兄と姉が所有しているが病気がちで管理出来ないため近く弟の私が近所へ転居するにあたり無花果や野菜を耕作し、また車の乗り入れが出来るよう幅員5mの農道も作りたい。以上です。</p>
議長	
議長	<p>ただ今の説明に関連して、13番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>13番です。農地区分は第3種農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、県営帖佐団地から南西に約50mの位置です。造成工法については盛土0.6m、切土0.3mで整地致します。</p> <p>被害防除については、現況は東が里道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、資金証明も有り確実である。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
議長	<p>次に2番について、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>2 番について説明致します。届出人は蒲生町上久徳在住〇〇さんです。土地の所在が、蒲生町上久徳字二木〇〇番、田の1,296 m²です。農用地区域外農地、都市計画の地域区域の設定なし、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満です。したがって第2種農地と判断されます。申請事由は、用水が思うように取れないため盛土して畑に変更したい。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>9番です。農地区分は第2種農地であるが、問題はありません。申請地の位置は、蒲生小学校から南東に約 700mの位置です。造成工法は盛土4m、土留は土羽張芝です。被害防除については、現況は東が道路、西が水路、南が田、北が田です。申請実現の確実性は、用水が思うように取れないため畑として利用するのは確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見は、現地調査委員としましては承認意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に3番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番についてご説明致します。届出人は始良市加治木町反土在住の〇〇さんです。土地の所在が、加治木町反土字四ノ坪〇〇番〇、田の 1,297 m²です。農業振興地域外農地、都市計画の第一種住居地域、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満です。よって第3種農地と判断されます。申請事由は申請地の周囲は宅地に転用され宅地に囲まれており、農薬散布の度に苦情がくるため水稻作が難しくなり畑に変更して園芸栽培をしたいため。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>10番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木中学校から南東に約 100mの位置です。造成工法は、盛土 0.5mで塀ブロック 0.5mです。被害防除については、現況は東が水路、西が畑、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、周囲が宅地になっており畑として利用するのは確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見は、現地調査委員としましては承認意見であります。以上で調査報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第7号 1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p> <p>10番委員。</p>

委員	10番です。議案第7号3番で補足説明いたしました。参考資料の92ページの約1反3畝の水田を畑に転換するのは、農薬を散布する度に近隣の住民から苦情を受けるためと言うことですが、苦情を受けると稲作が出来ないという決まりがありますでしょうか。みなさん教えてください。
議長	事務局。
事務局	民と民の事ですので、農業委員会が指導できる立場ではありません。耕作者が事前に農薬散布をする事を周知して貰わないといけないのではないのでしょうか。
議長	10番委員。
委員	10番です。私も朝5時ごろからトラクターで田の代掻きや肥料散布をしていますが、圃場整備地区内の農道を一般住民の通勤車がスピード出して通ります。私は言われた事はないですが、農家の人がトラクターを農道に止めていたら「通れないからのかせ」と言われたようです。一般市民の方は農道は、受益者が圃場整備の時共同減歩で作った道だと知らないから困る。農薬散布にしても、我が勝手なんですよ。 議会推薦の委員さんの意見をお聞かせ下さい。
議長	9番委員。
委員	9番です。農道は農家の車が優先だと思います。
議長	7番委員。
委員	7番です。農道の管理について、伊佐市では農作業車優先など標識を立てておられる所もあるようです。都市化が進んで住宅が出来、家畜の臭いや音、農薬被散など農地を守る事は難しい問題だと思います。農作業の時期に何をするか付近の住民に周知を図る必要もあると思います。住宅地周辺に土地を持たない農家は、高く売れるからいいとの見方もあるようです。農業で頑張っておられる人は、周囲の方との問題でありますので、議会や農業委員会がどうこう言える問題ではないと思います。
議長	6番委員。
委員	6番です。先程の農薬問題ですが、私も住宅周辺で水稻栽培しております、農薬問題等非常に厳しいです。先程土地が高くで売れるとの意見もありましたが、そういう問題でなくやっぱり水稻を作っています。合併前の町時代に農家と周辺住民の意見のどちらが正しいかと議論したこともあります。その後周辺住民があまり言わなくなった経緯もあります。

議 長	26番委員。
委 員	26番です。私は農業に直接従事しておりませんので、的を得た適格な答弁はいえませんが、車で通行しトラクターを退かせなど、思いやりのない人がいる事も事実であり、また農家の痛みを分かる人もいます。なかなか難しい問題であります。そうゆう問題を含めて市の予算に反映出来るように対応したいと思います。
議 長	1番委員。
委 員	1番です。土地改良区の立場から言いますと、圃場整備地内に市道と農道があります。農道について耕地課とも色々話しましたが、通るなどは言えない通るのを控えてくださいとしか言えない。通行を控えてくださいと言う看板を立てております。市道については、みんなの道路でありますので、規制についてあまり強く言えない。
議 長	10番委員。
委 員	10番です。みなさん田植で忙しい時期ですので早く帰って、田植えをしなければならぬと思いますので、この問題は来月の忙しくない時期に質問したいと思います。
議 長	他にご意見等ございませんか。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番から3番にまでについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番から3番までについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。
<hr style="width: 50%; margin: auto;"/> 議案第8号 <hr style="width: 50%; margin: auto;"/>	
議 長	次に、日程第10議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)についてを議題に供します。 1番から3番について、事務局の説明を求めます。

	<p>事務局</p> <p>それでは、議案第8号あっせん申出売渡希望についてご説明致します。総会資料は、25ページとなります。今月申請は3件です。</p> <p>参考資料95ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町米丸字木崎田〇〇番地、田の 1,157 m²と同字木崎田〇〇番地、田の 551 m²、字四月田〇〇番地〇、田の 609 m²、字新田〇〇番地、田の 963 m²の4筆、田の合計面積 3,280 m²です。申請人は、始良市蒲生町米丸在住の〇〇さんです。条件として譲渡希望価格は、農業委員会一任です。現在米丸の〇〇さんと利用権設定しております。</p> <p>つづきまして、2番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町日木山字楠原〇〇番地、畑の 3,399 m²と同字楠原〇〇番地、畑の 1,143 m²、2筆畑の合計面積 4,542 m²です。申請人は、加治木町錦江町在住の〇〇さんです。条件として譲渡希望価格は、10a当たり〇〇円です。</p> <p>つづきまして、3番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町米丸字湯川原〇〇番地、田の 2,042 m²です。申請人は、蒲生町米丸在住の〇〇さんです。条件として譲渡希望価格は、10a当たり〇〇円です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>何か、ご意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出（売渡 希望）についての1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号 農地あっせん申出 1番から3番は原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>つぎに、ただいま受理されました議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号 1番は、24番委員・15番委員・16番委員にお願いしたいとます。</p> <p>2番は、21番委員・12番委員・4番委員にお願いしたいと思いま</p>

<p>議 長</p>	<p>す。 3番は、24 番委員・15 番委員・16 番委員にお願いしたいと思いま す。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員は、よろしくお願いいた します。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p> <p>次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願い します。まず事務局からお願いします。</p> <p>資料については、農地あっせんの経過報告書の 6 枚綴りをお願いします。 2ページの17番申請人〇〇さんは、今月1号議案で承認されましたので完 了となります。3ページの35番申請人〇〇さんは、今月2号議案で承認いた だきましたので完了となります。公告後事務局で嘱託登記の準備をいたします。 つづきまして4ページ43番申請人〇〇さんは、今月2号議案で承認いただき ましたので公告後事務局で嘱託登記の準備をいたします。44番6月24日あっ せん会議の予定となっております。つづきまして52番申請人〇〇さん、今月1号 議案で承認されましたので完了となります。5ページ65番申請人〇〇さんは7 月の3条申請予定となります。6ページ77番申請人〇〇さんは6月の利用権設 定になります。担当委員の皆さんはいろいろ相談して頂きありがとうございました。 これで終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員のみなさんからないですか。</p> <p>よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画 貸借りの合意解約報告 —————</p> <p>次に、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説 明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。6月 は、9件が提出されております。</p> <p>内容については、別紙の合意解約6月分をご確認下さい。合意解約につ きましては、議決不要案件ですので御理解方よろしくお願いいいたします。 以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。</p>

委員	「質問・意見なし」
議長	<p>それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p> <p>その他で何かございませんか。</p>
委員	「意見なし」
議長	<p>次に、来月の現地調査、総会日についてですが、</p> <p>現地調査は、7月13日月曜日に、</p> <p>総会は、7月17日金曜日に開催予定でよろしいですか。</p>
委員	「意見なし」
議長	<p>現地調査委員は、</p> <p>1班を、14番委員、15番委員、16番委員に、</p> <p>2班を、17番委員、18番委員、19番委員に、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成27年度第3回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>「閉会」</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

農業委員会法の 27 条（議事録）において署名する。

署名委員

署名委員